

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の概要

法案の背景・概要

- **コロナ禍からの立ち直り**（再生・再チャレンジ支援）や**アフターコロナでの成長**（積極的な投資促進）に向け、①**経営者保証改革**（再チャレンジや積極投資を容易にするための経営者保証に依存しない融資慣行確立）、②**商工中金の業務範囲見直しによる再生支援等の強化**を進める。
- 併せて、**コロナのような危機時の資金繰り支援の更なる円滑化**（危機関連保証の要件緩和、商工中金による利用を認めない）を図る。

I. 信用保険制度における経営者保証改革等【中小企業信用保険法】

(1) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速【平時】

- 無担保保険等において**経営者保証を求めない**（法人から代表者への貸付け等がないこと、財務諸表を提出していること等が要件）。
- （参考）経営者保証を徴求しない新規融資割合（R3）：保証協会29%、政府系金融機関47%

(2) 危機時における資金繰りの更なる円滑化【危機時】

- 危機関連保証^(*)について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるような要件を緩和（現在は融資が実行されていることが条件）。
- （*2）通常の保証・セーフティネット保証（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で債務の100%を保証

II. 中小企業のための商工中金改革【株式会社商工組合中央金庫法・中小企業信用保険法】

- 商工中金は、1936年に国と中小企業組合の共同出資により設立された「**中小企業による中小企業のための金融機関**」（株主資格は組合・組合員等に限定）。
- 株式会社化（2008年）以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目途）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手（「解体的出直し」）。2018年以降、経営改革を断行し経営の立て直しに成功。
- **コロナ禍からの立ち直りや事業転換支援が急がれる中、商工中金の事業再生等のノウハウを1日でも早く活用する観点から、「中小企業による中小企業のための金融機関」との位置づけを更に明確化**（民間金融機関とは異なり、住宅ローンなどの個人向け融資を行わない独自のビジネスモデル）しつつ、「**半官半民**」の弊害を除去して再生支援等において幅広く柔軟な支援を可能とする**制度改革**を行う。政府保有株式の処分には一定期間を要することから、この方針を「今」、法制化し、**法案成立（公布日）から2年以内に業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む改革を実施する**。

(1) コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で、**業務範囲の制約等を見直す**。
 - 商中本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
 - 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
 - サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。

(2) 地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、**地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記**。
- **民業圧迫回避規定**（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は**存置**。

(3) 「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- **議決権保有株主資格の制限**や**特別準備金**（4,008億円）の制度は**維持**。

(4) 危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、**危機対応業務を実施する責務**を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

(5) 政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した**政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除**。
 - ※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大
- 政府株式売却に伴う措置（新株発行時・代表取締役選定時^(*)の大臣認可の廃止）。
 - ※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

(6) 将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

※上記のほか、罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の商工中金法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。